

第 11 章 その他参考表等の推計方法

1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

(1) 就業者数・雇用者数

就業者数・雇用者数の推計については、基本的に『国勢調査』（総務省）を用いて産業別、従業上の地位別（雇用者¹、自営業主、家族従業者）に推計する。国勢調査は5年に1度の統計であるため、『国勢調査』が実施された年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力調査』（総務省）を用いて月次毎に推計する。なお、SNA では2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ一人と数える副業者分の概念があるので、『就業構造基本調査』（総務省）から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算することとなる。次に、副業者を含めて推計した産業別、従業上の地位別の人数を『工業統計表』（経済産業省）、『事業所・企業統計調査報告』（総務省）等を用い、経済活動別に分割する。年および四半期値については、月次の値のそれぞれ12ヶ月、3ヶ月の平均値とする。

(2) 労働時間

12年基準より、これまでの「日本標準産業分類(JSIC)」による産業分類に変え、国内総生産、要素所得、雇用者数と同じSNA経済活動分類での労働時間数表に改定した。

労働時間数には『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）と『労働力調査』（総務省）『国勢調査』（総務省）の産業別一人当たり労働時間数を、SNAに沿った経済活動別産業分類に組み替える。

このとき、『国民経済計算』で表章される雇用者数は、主業・副業毎に1人と数えるとともに、有給家族従業者を含んでいることから、個々の産業毎の副業率、有給家族従業者の労働時間数を反映させて産業別の労働時間数を把握した上で、別途推計した産業別延べ労働時間数の構成比等を用いて産業の組み換え処理を行う。

2. 実質所得

実質所得とは93SNAから導入された新しい概念である実質国民総可処分所得であり、下記のように推計する。

(1) 交易利得・損失を推計する。

¹ SNAの雇用者数には、有給家族従業者が含まれる。

第 11 章 その他参考表等の推計方法

- (2) 不変価格表示の GDP に交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質 GDI）を推計する。
- (3) 実質 GDI に海外からの第 1 次所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。
- (4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。

・ 交易利得・損失： $(X - M) / P - (X / P_x - M / P_m)$ で推計する。

X：名目輸出、M：名目輸入、 P_x ：輸出価格指数、 P_m ：輸入価格指数

$$P = (X + M) / (X_r + M_r)$$

P：ニューメレル・デフレーター、 X_r ：実質輸出、 M_r ：実質輸入